

ふくしまの消費生活

Vol. 7

2021年10月

発行／福島市消費生活センター

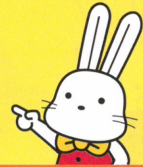
消費生活に関するニュース、福島市内で起きた契約トラブルやなりすまし詐欺、悪質商法の発生状況、製品安全に関する情報など、みなさんの生活に関わる話題を幅広くお知らせします。

2022年4月から

18歳から“大人”!

-保護者の同意のない契約を取り消せる「未成年者取消権」は使えなくなります-

成年になると、親の同意を得なくても様々な契約をすることが出来るようになりますが、知識や経験の少ない若者が消費者トラブルに遭うことも少なくありません。



事例1

大学の先輩から、50万円で株の自動売買システムを買えば必ず儲かると勧誘された。払えないと断ると、「みんな学生ローンで借りている」と消費者金融に連れていかれ、その場で50万円支払ってしまった。解約したい。

アドバイス

- 必ず儲かる保証はありません！うまい話をうのみにしないようにしましょう！
- 不要だと思った時は、きっぱりと断りましょう！



事例2

動画サイトの広告を見て、お試し500円の美容液を購入した。最近、突然2回目の商品と8,000円の請求書が届き、5回の定期購入が条件の契約だったと分かった。高額で払えない。

アドバイス

- 購入前に、契約の内容・支払総額・解約条件などをしっかり確認しましょう！
- 証拠を残すために事業者と連絡した記録を残しましょう！



Check point

契約には「責任」が生じる!

契約とは、法的な責任が生じる約束事です。いったん成立した契約は一方的な都合で取り消すことはできません。契約前に内容を隅々まで確認し、よく考えることが大切です。

困った時はすぐに相談!

トラブルにあってしまった時は、一人で悩まず最寄りの消費生活センターに相談しましょう。契約の中には、一定の期間内であればクーリングオフ等で契約を解除することが出来るものもあります。

18歳になったら出来ること

契約 親の同意が無くても契約できる

- クレジットカードをつくる
- スマートフォンを買う
- アパートを借りる
- ローンを組む など

※飲酒や喫煙は20歳になるまでできません

成年年齢引き下げを詳しく知りたい!



政府広報
オンライン

Twitterでも情報配信!



消費者庁
「18歳から大人」
公式Twitter

【消費生活出前講座(無料)もご利用ください!】

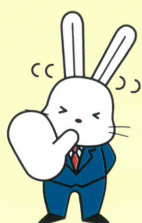
お問い合わせは裏面消費生活センターへ ※リモート開催も対応可

還付金詐欺にご注意ください!

市役所の職員を名乗って、「払いすぎた保険料を還付する。ATMで手続きが出来る。」などと言って、携帯電話をもってATMに行くよう指示し、預金をだまし取る詐欺が多数発生しています。



「手続きのためにカードを新しいものと交換する必要がある」などと言って、銀行員になりすまして自宅を訪れ、スキを見て**キャッシュカードを盗み取る**手口も増えています!



- 還付金をATMで返還することは絶対にありません!
- 市役所などの公的機関が、電話でATMの操作を指示することは絶対にありません!

こんな電話に要注意!

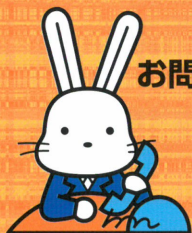
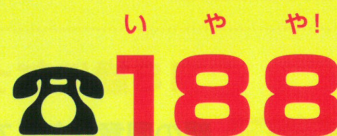
- 「**医療費**」「**税金**」「**保険料**」「**年金**」等を理由に、「**お金を払う**」という電話に注意!
- **ATMの操作**をするよう指示する電話に注意!
- **名前や会社名、住所、身分**等を聞いても、**教えてくれない**電話に注意!

詐欺にあわないための対策

- **知らない番号**からの電話に**安易に出ない**
いつも留守番電話にしておいたり、悪質電話防止機能付きの電話機を利用することも効果的です。
- キャッシュカードの**引き出し限度額**を下げしておく
ATMで一日に引き落とせる限度額は、窓口で自由に変更できます。万が一の事態に備えておきましょう。
- **少しでもおかしいと思ったら、すぐに近くの警察署・消費生活センターに相談する**

消費者ホットライン「188」をご利用ください!

お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口につながります。
消費者トラブルでお困りのときは、一人で悩まずに、
消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。



お問い合わせ先

福島市 消費生活センター

相談専用 ☎522-5999 その他 ☎525-3774

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・12/29～1/3を除く)